

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模
に関する基準を定める条例の制定について

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基
準を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関す
る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号ハ
の規定に基づき、熊本市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在
地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が10,000平方メー
トル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）の施行によ
る水防法（昭和24年法律第193号）の一部改正に伴い、熊本市地域防災計画に
大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規
模の基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。